

○農林水産省告示第六百二十六号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第二条第一項の規定に基づき、同項の負担金交付区分を次のように定める。

平成三十年三月二十七日

農林水産大臣 齋藤 健

農業保険法施行規則（以下「規則」という。）第二条第一項の農林水産大臣が定める共済関係の区分は、次の表の上欄に掲げる共済事業の種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

共済事業の種類	負担金交付区分	
	第一交付区分	第二交付区分
農作物共済	水稻及び陸稲に係る共済関係	麦に係る共済関係
果樹共済	全相殺減収方式（規則第百十九条第一項第一号に規定する全相殺減収方式をいう。）	全相殺品質方式（規則第百十九条第一項第二号に規定する全
	第一交付区分	

相殺品質方式をいう。）

半相殺方式（規則第百十九条第一項第三号に規定する半相殺方式をいう。以下同じ。）（短縮方式（規則第百三十七条第二項の申出に係る共済関係をいう。以下同じ。）及び特定危険方式（規則附則第十三条第一項に規定する特定危険方式をいう。以下同じ。）を除く。）

地域インデックス方式（規則第百十九条第一項第四号に規定する地域インデックス方式をいう。）

災害収入共済方式（規則第百十九条第一項第五号に規定する災害収入共済方式をいう。）

樹園地方式（規則附則第十一条第二項に規定する樹園地方式をいう。以下同じ。）（短縮方式及び特定危険方式を除く。）

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則

畑作物共済					
第一交付区分	第二交付区分	第三交付区分	第四交付区分	第五交付区分	樹体共済の共済関係
ばれいしょ（秋植えのものに限る。）、大豆、小豆、いんげん、てん菜、そば、スイートコーン、かぼちゃ及び蚕繭に係る共済関係	ばれいしょ（春植えのものに限る。）及びホップに係る共済関係	さとうきびに係る共済関係	茶に係る共済関係	たまねぎに係る共済関係	半相殺方式（短縮方式及び特定危険方式に限る。） 樹園地方式（短縮方式及び特定危険方式に限る。）